

指定特定非営利活動法人指定申出書

令和8年4月30日  神奈川県知事殿	主たる事務所の所在地	〒224-0013 神奈川県横浜市都筑区すみれが丘35番地10  電話（045）507-4528 FAX（045）507-4529
	（フリガナ）	トクテイヒエイリカツドウホウジン コドモノトナリ
	法人の名称	特定非営利活動法人 コドモノトナリ
	（フリガナ）	カタオカ エミコ
	代表者の氏名	片岡 恵美子
	設立年月日	2016（H28）年10月27日
	過去の指定の有無及びその年月日	有 ・ <b>無</b> 年 月 日
	事業年度	1月1日 から12月31日 まで

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、地方税法第37条の2第3項の規定により申し出ます。

現に行っている事業の内容

（特定非営利活動に係る事業）

（1）保育事業

（2）子育て支援事業

（3）その他、この法人の目的を達成するための事業

（その他の事業）

なし

県内における特定非営利活動を行う地域

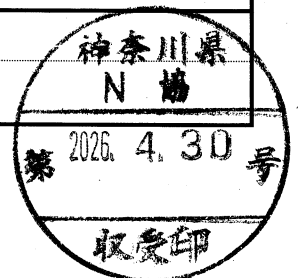
横浜市（都筑区、青葉区、港北区、緑区）

主たる事務所以外の県内にある事務所の所在地

なし

その他の参考事項

なし



指定要件チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人コドモノナリ		実績判定期間	2024年1月1日～2025年12月31日		
(1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること。						チェック欄 <input type="checkbox"/>
特定非営利活動法人の活動地域						
	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
判定の対象となる各事業年度	2024年1月1日から	2025年1月1日から	年月日から	年月日から	年月日から	2026年1月1日から
	2024年12月31日まで	2025年12月31日まで	年月日まで	年月日まで	年月日まで	2026年12月31日まで
県内で活動する特定非営利活動法人である。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
活動地域	横浜市（都筑区、青葉区、港北区、緑区）	横浜市（都筑区、青葉区、港北区、緑区）				横浜市（都筑区、青葉区、港北区、緑区）
備考	特定非営利活動事業 (1) 保育事業 (2) 子育て支援事業 (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業  その他の事業 なし	特定非営利活動事業 (1) 保育事業 (2) 子育て支援事業 (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業  その他の事業 なし				特定非営利活動事業 (1) 保育事業 (2) 子育て支援事業 (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業  その他の事業 なし

指定要件チェック表（第2表）（条例第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人コドモノナリ	実績判定期間	2024年1月1日～2025年12月31日
-----	-----------------	--------	-----------------------

(2) 次のいずれかに該当すること ア 次に掲げる基準に該当していること。 (ア) その事業活動の内容について、次に掲げる基準に該当していること。 a 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの b 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの (イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。 a 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があるとともに、その継続が見込まれること。 b 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。 イ 当該特定非営利活動法人が、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、知事が適当と認めたものであること。	チェック欄
	○

(ア) その事業活動の内容について、次の掲げる基準に該当していること。

**a 判断基準** 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

① 原則、特定非営利活動に係る事業の支出規模が、実績判定期間内の各事業年度において、総支出額の2分の1以上であること。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	合計
	2024年1月1日から 2024年12月31日まで	2025年1月1日から 2025年12月31日まで				
すべての事業活動に係る金額等	21,450千円	23,211千円				44,661千円
特定非営利活動に係る事業活動に係る金額等	21,450千円	23,211千円				44,661千円
特定非営利活動に係る事業活動の割合	100%	100%				100%

( )

② 利益を受ける県民が存在すること。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	2024年1月1日から 2024年12月31日まで	2025年1月1日から 2025年12月31日まで				2026年1月1日から 2026年12月31日まで
利益を受ける県民が存在する。	はい・いいえ	はい・いいえ				はい・いいえ

**b 判断基準** 地域の課題の解決に資するもの

特定非営利活動に係る事業が、①又は②に該当すること。又は、①に該当する事業費と②に該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。

① 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	行政の計画・施策 (省庁・地方公共団体等の名称)	方向性に沿っている内容・理由
		<p><b>【保育事業】</b></p> <p>第3期 横浜市子ども・子育て支援事業計画</p> <p>【計画期間:令和7年度～令和11年度】</p> <p>(横浜市)</p>	73.9%

② 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	地域の住民等の要望を 説明する資料	対応している内容・理由
		%	

(イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

**a 判断基準** 事業の活動の実績と継続的な事業の実施

① 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績がある。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度	
	2024年1月1日から	2025年1月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から		2026年1月1日から
	2024年12月31日まで	2025年12月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで		2026年12月31日まで
県内の活動地域における事業の活動の実績	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	

② 継続的な事業の実施が見込まれること。

指定期間中、人的体制、活動資金の見通し等から、継続的な事業の実施が見込まれる。	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ
---	--

※ 継続的な事業の実施（見込み）を説明する資料（事業計画等）を添付してください。

**b 判断基準** 支持されている実績

① 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績がある。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度	
	2024年1月1日から	2025年1月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から		2026年1月1日から
	2024年12月31日まで	2025年12月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで		2026年12月31日まで
支持されている実績の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (行政等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (行政等)	有 ・ 無 ( )	有 ・ 無 ( )	有 ・ 無 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (行政等)	

② 実績の内容

支持されている実績	実績の内容等
行政等から支持を受けている実績	[内容] 横浜市乳幼児一時預かり事業補助金を受領
	[期間等] 2024年1月1日～現在まで

指定要件チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人コドモノトナリ	実績判定期間	2024年1月1日～2025年12月31日
-----	------------------	--------	-----------------------

<p>(3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。</p> <p>(7) 役員及びその親族等</p> <p>(イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>イ 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。</p> <p>エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。</p>	チェック欄 <input type="radio"/>
---	--------------------------------

ア

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (b÷a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (d÷a)
		a	b	c	d	e
①	2024年1月1日から 2024年12月31日まで	5人	0人	0%	0人	0%
②	2025年1月1日から 2025年12月31日まで	5人	0人	0%	0人	0%
③	年月日から年月日まで	人	人	%	人	%
④	年月日から年月日まで	人	人	%	人	%
⑤	年月日から年月日まで	人	人	%	人	%
申出日の属する事業年度		5人	0人	0%	0人	0%

（備考）各欄の人数等は、付表「役員状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等であること。	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第27条に正社員の表決権は平等に一票を与えると規定	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

第3表 (次葉)

ウ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	はい . <input type="checkbox"/> いいえ	はい . <input type="checkbox"/> いいえ	はい . いいえ	はい . いいえ	はい . いいえ	はい . <input type="checkbox"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	<input type="checkbox"/> はい . いいえ	<input type="checkbox"/> はい . いいえ	はい . いいえ	はい . いいえ	はい . いいえ	<input type="checkbox"/> はい . いいえ

(備考) 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

## 帳簿組織の状況

法人名	特定非営利活動法人コドモノトナリ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	電子ファイル	随時	7年
現金出納帳	電子ファイル	随時	7年
領収書	電子ファイル	随時	7年
仕訳帳	電子ファイル	随時	7年
給与台帳	電子ファイル	随時	7年
寄付者名簿	電子ファイル	随時	7年

## (記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」等のように記載します。



役員等に対し役員を選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及び アの活動を行う者又は特定の候補 者もしくは公職にある者に対する寄 附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

(備考) 付表「役員等に対する報酬等の状況(第4表)付表1」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表)付表2」を記載し添付してください。

役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1

法人名	特定非営利活動コードモナリ
-----	---------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外のもので「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与・その他手当の区分	支給期間等	支給金額
片岡 恵美子	理事	役員	給与	2024年1月1日 ~2026年4月30日	6,658,017円
比嘉 香里	理事	役員	給与	2024年1月1日 ~2026年4月30日	6,942,318円

（注2）注1の①~④の内容を具体的に記述します。

イ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	2024年1月1日 ~ 2026年4月30日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
10人	8,810,327円	





指定要件チェック表（第5表）（条例第4条第1項第5号及び第6号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人コドモノナリ	実績判定期間	2024年1月1日～2025年12月31日
<p>(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを主たる事務所及び県内の事務所（県内の事務所がない場合にあっては主たる事務所）において閲覧させること。</p> <p>ア 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>カ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類</p>			<p>チェック欄</p> <p>○</p>
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧させることに同意する。</p>		<p>同意</p> <p>する <input checked="" type="radio"/></p> <p>しない <input type="radio"/></p>	
1	<p>(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿）</p> <p>(2) 役員名簿（役員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）</p> <p>(3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）</p>		
2	<p>(1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類</p> <p>(2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p>		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
4	前事業年度の役員報酬、又は職員給与の支給に関する規程		
5	<p>I 次の事項を記載した書類</p> <p>(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>(2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <p>(ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</p> <p>(イ) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引</p> <p>(4) 寄附者（役員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>(5) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(イ)に掲げる事項を除く。）</p> <p>(イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額</p> <p>(6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>II その他規則で定める書類（条例第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く。）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類）</p>		
6	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		
<p>（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。</p>			

第5表 (次葉)

チェック欄

○

(6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

ウ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

エ 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの

a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (bに掲げる事項を除く。)

b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

オ 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等

(年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る。)

1 小規模法人の適用の有無

平均総収入額 (年間300万円未満) ( (⑥×12) ÷ ⑦ < 300万円 )	小規模法人の適用
	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
総収入額	円	円	円	円	円

合計総収入額 (※⑥)	円
-------------	---

① から⑤までの合計月数 (※⑦)	月
-------------------	---

年総収入額 ( ⑥ × 12 ÷ ⑦ < 300万円 )	円
------------------------------	---

2 インターネットの利用による公表 (1の小規模法人を除く)

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同意	
		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
3	次の事項を記載した書類 (1) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (2) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (イに掲げる事項を除く。) イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額		
4	(1) 事業報告書等 (事業報告書、計算書類 (活動計算書及び貸借対照表)、財産目録) (2) 定款等 (定款並びにその認証及び登記に関する書類、個人の住所又は居所に係る記載以外の部分)		

指定要件チェック表（第6表）（条例第4条第1項第7号）

(7) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。	チェック欄			
	○			
各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

指定要件チェック表（第7表）（条例第4条第1項第8号）

(8) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。	チェック欄				
	○				
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

指定要件チェック表（第8表）（条例第4条第1項第9号）

(9) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。	チェック欄		
	○		
事業年度	1月1日 ~ 12月31日	設立年月日	2016 (H28) 年 10月 27日

## 欠 格 事 由 チェ ッ ク 表

法人名	特定非営利活動法人コドモノトナリ	チェック欄
指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。		○
<p>1 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(1) 指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの</p> <p>(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>(4) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）</p> <p>2 条例第 20 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの</p> <p>3 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの</p> <p>6 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 暴力団</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの</p>		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
(2)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
(4)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）	有 ・ <input type="checkbox"/> 無

欠格事由チェック表（次葉）

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

（備考）上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

上記欠格事由1から6のいずれにも該当しないことを誓約します。

2026年4月30日

所在地 神奈川県横浜市都筑区すみれが丘35番地10

法人の名称 特定非営利活動法人コドモノトナリ

代表者の氏名 片岡 恵美子

【添付書類】

- 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明）を添付してください。

《備考》過去3年以内・・・過去3年間という意味です。（過去の3事業年度分ではありません。）

- また、別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェックリストと併せて提出してください。

寄附金充当予定事業一覧

法人の名称	特定非営利活動法人コドモノナリ
-------	-----------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
保育事業	学童保育室 小学1年～6年生の預かり	2011年より継続中	神奈川県横浜市	年3人	小学1～6年生のべ年1000人	300,000
保育事業	フリースクール 小学1～中学3年の不登校児童の預かり	2011年より継続中	神奈川県横浜市	年2人	小学1～中学3年のべ年320人	300,000
子育て支援事業	子ども食堂 奏 Rocket の運営	2020年より継続中	神奈川県横浜市	年3人	近隣住民のべ1100人	300,000
子育て支援事業	あおぞらどろんこパーク	2025年5月より継続中	神奈川県横浜市	年3人	近隣住民のべ700人	100,000

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	
横浜銀行	

## 特定非営利活動法人コドモノトナリ定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コドモノトナリという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区 に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保育が必要な乳幼児と小学児童に対して、安全な生活の場を提供し、心身ともに健やかな発達を援助するための事業を行い、保護者が安心して就労することを支援しながら、親子が共に育ちあえる環境を作り、地域全体で子育てを見守る町づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 保育事業
- (2) 子育て支援事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するための事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、法第18条に規定する職務を行う。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 法第 18 条第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる  
ことができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、  
その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は  
記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が  
別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経な  
なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理  
事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講  
じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計  
算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3  
か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還  
する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	片岡恵美子
副理事長	比嘉香里
理事	渡邊典子
監事	北谷英代
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金

正会員	個人	0 円	団体	0 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円
  - (2) 年会費

正会員	個人	0 円	団体	0 円
賛助会員	個人 1 口		0 円	
	団体 1 口		0 円	

## 附則

この定款は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。



# 令和7年度(2025年度)事業報告書

2025年1月1日～2025年12月31日

法人の名称 特定非営利活動法人コドモノトナリ

## 1 事業の成果

### 【保育事業について】

#### ・横浜市乳幼児一時預かり事業

横浜市から委託を受た乳幼児一時預かり事業も2年目となりました。預かり人数を6名から8名に増やしました。現在片岡、比嘉の他6名のパートスタッフで保育を行っております。2か月に1度全体ミーティングの日を作り、危機管理や保育業務の効率化や情報の共有方法等について活発に意見交換ができております。お陰様で登録人数は270名を超えました。6月以降は毎日ほぼ満員になっています。一時預かりではありますが、1日の流れを作り活動の切り替えの時には集合して手遊びや読み聞かせなどすることでメリハリをつけ、公園の前にお片付け、お昼寝の時間は静かな遊びにするなど、とてもスムーズに過ごせるようになりました。

#### ・学童保育・フリースクール事業

今年度、学童保育およびフリースクールの定期利用者は、約18名となりました。

新たに男性スタッフが加わり、「サバイバルワールド」をはじめとした、自然の中でのリアルな体験を大切にしたい外遊びの活動がさらに充実しました。子どもたちの遊びの幅も広がり、それぞれが自分らしく過ごせる時間が増えてきたように感じています。

どろんこぶたを拠点に、河川敷やプレイパークへ出かけることも日常の一部となり、自然の中で思いきり体を動かしたり、五感を使って遊ぶ姿が多く見られました。

また、年間を通して遠足(年8回)を開催しその中で、学童保育とフリースクールという枠を越えて、子どもたち同士が少しずつ打ち解け、自然と仲間になっていく姿がとても印象的でした。日々の関わりの中で生まれるつながりの大切さを、改めて感じる一年となりました。

## 【子育て支援事業】

### ・こどもカフェ奏ロケット

今年度は週 1 回月曜または水曜の開催となりました。各回 30 食の夕飯提供をしてきました。今年度の目標であった「自分たちで盛り付ける」「楽しくおいしく食材を無駄にしない」というのを実行することができました。食べられる量だけよそう、食べたくないものはちょっとチャレンジしてみるというやり方にする事で食べ残しを廃棄することがほぼ無くなりました。それだけではなく、自分たちでよそうスタイルに変えてからはいつも参加している子が初めての子に教えてあげたり、保護者の方も声掛けしてくれたり、自然と交流ができるようになったと思います。長期休みの期間は今年度も餃子の王将弁当の寄付をいただき年 3 回各回 30 名に配布することができました。助成金をいただき防災キャンプ（日本財団助成）、夏のペガスキャンプ（こどもゆめ基金助成）、年末ビンゴ大会（ファンケル助成）を開催することができました。毎年恒例となっている逃走中、ハロウィン、トラッシュバスターズ(ごみ拾い)も昨年度と同様に開催できました。毎回 30~40 名の小学生が参加しており、新規の参加も増えました。キッカケ学園で講師をしている大学生がフリースクールと子ども食堂と地域の方をつなぐプログラムを神奈川県に提案し採択いただきました。防災をテーマに地域交流のイベントの企画を立て次年度の 1 月と 3 月に開催する準備を整えました。

### ・青空どろんこパーク

今年度よりスタートした「みんなでつくる みんなのあそび場」青空どろんこパークは、近隣の河川敷を拠点に、原則月 1 回（土曜日）開催し、年間で全 11 回実施することができました。本活動は、出入り自由・申し込み不要・参加費無料とし、誰でも気軽に立ち寄ることのできる開かれた場として運営しています。参加者は平均して約 40 名、多い時には 60 名を超える来場があり、地域の多くの方にご参加いただきました。活動の中では、川での水切りやおままごと、火起こしや木登り、ハンモック遊び、昔遊びや鬼ごっこ、ドッジボールなど、子どもから大人までが自然と混ざり合い、それぞれが思い思いに過ごす姿が見られました。

子どもたちが伸びやかに遊ぶ様子を見守りながら、保護者同士の交流も生まれ、穏やかで温かい空気の中、たくさんの笑顔が広がる場となりました。本活動を通して、地域の多様な方々のつながりも広がっています。来年度も継続して実施予定です。今後は、より多くの方にこの居場所の存在を知っていただけるよう、広報にも一層力を入れてまいります。

## 2 事業内容

### ① 保育事業

#### ア 横浜市乳幼児一時預かり事業

- ・内 容 生後57日～未就学児の一時預かり保育
- ・日 時 通年（土日祝日、お盆・正月休暇除く） 9時～17時
- ・場 所 横浜市都筑区池辺町4328-2階
- ・従事者人員 8人（保育士7 支援員1）
- ・受益対象者 乳幼児1480人とその保護者（のべ人数）/年間

#### イ 学童保育・フリースクール事業

- ・内 容 小学1年生～6年生の児童の放課後の預かり  
小学1年生～中学3年生までの学校へ行っていない子の居場所
- ・日 時 通年（土日祝日、お盆・正月休暇除く） 9時～18時
- ・場 所 横浜市都筑区池辺町4328-2階
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 小中学生1330人とその保護者（のべ人数）/年間

保育事業支出額 19,704,495円

### ② 子育て支援事業

#### ア 子ども食堂奏ロケット事業

- ・内 容 子ども食堂での夕食提供と居場所  
様々な体験活動の提供
- ・日 時 夕食提供 週1回 17:30～18:30  
不定期開催イベント キャンプ（5月、8月、11月）食虫植物講座（8月）、ハロウィン（10月）トラッシュバスターズ（11月）、逃走中（12月）、ビンゴ大会（12月）等
- ・場 所 横浜市都筑区池辺町4328 1階
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 定期開催 地域住民1229人  
不定期イベント 179名

イ 青空どろんこパーク

- ・内 容 地域の方の居場所・あそび場の提供
- ・日 時 月1回 第4土曜日 12:00~17:00
- ・場 所 横浜市緑区 鴨居駅前の鶴見川河川敷
- ・従事者人員 3名
- ・受益対象者 のべ320名

子育て支援事業支出額 2,066,023円

○

○

# 令和6年度 事業報告

令和6年1月1日～令和6年12月31日

法人名：特定非営利活動法人コドモノトナリ

## 1) 事業の成果

### 【乳幼児保育】

今年度は横浜市乳幼児一時預り事業に採択されたことで環境が大きく変わりました。今まで1時間 1050～1400 円でお預かりしていたものが1時間300円での預かりに変わりました。横浜市のHPからの利用申し込みとなり近隣の方の利用が増えました。保育スタッフも4名増え、2か月に1度のミーティングを行いながら保育環境を整えてきました。皆さん他の保育園での経験が豊富で様々なアドバイスいただき1年で環境はかなり変化し向上しました。

1日の定員は6名ですが、始まって2か月ほどで満員となりキャンセル待ちが増えました。年明けからは定員オーバーとなり次年度は受け入れ数6名を8名に増やすことにいたしました。需要はとても多いです。一時預かり事業の目的はお母さんのリフレッシュや用事を済ませるためのものでしたが、実際は仕事をしている方が多く保育園に入園するための実績につなげるために利用されている方が多いです。保育園の受入はまだまだ足りていないと感じます。働くママを応援したい気持ちとリフレッシュのための枠も確保したく次年度への課題となっています。

### 【学童保育】

今年度も例年同様のイベント活動ができました。(詳細は別資料にて)

放課後の定期利用者は11名となりました。次年度は30名程度に登録目標を設定したいと考えています。

昨年好評だった竹中俊さんお話を小学生向けに開くことができました。子どもたちとお話をしながらのお話会となり、難しい話もじっくりと聞くことができました。終了後には河原で一緒にサッカーをしたり遊びの時間もありました。

こどもみらいフェスは今年度はセンター南の砂の広場で「あそびのマルシェ」というタイトルで広場開催いたしました。子どもたちは初めての駄菓子屋さんに挑戦。決起集会にも出席

して他のブースの皆様にもご挨拶し、当日はイツコム取材も受け、楽しく取り組めたと思います。

また、次年度より新しい男性スタッフが増えることが決定いたしました。

プレイパークの他、保育園や夢パークでの勤務経験豊富な方で、4月以降は野外活動を広げ、サバイバルワールドというコースも作る予定です。

新たに繋がりができた高尾山麓のキャンプ場をベースに野外活動を増やしてし、鶴見川河川敷でも見える活動を広げていきたいと思っています。

#### 【フリースクール】

フリースクールの今年度の定期利用は7人となりました。ゲームやポケモンカードを通じてとても仲良くなり、午後と一緒に遊ぶようになっています。一緒にららぽーとやポケモンセンターに出かけたり、大会も出てその時の話を教えてくれます。スタッフも増えたので午前中の受入枠を増やし学童全体の人数を増やしていきたいと思っています。内容も外遊びを多く取り入れた内容になると思います。

#### 【保育事業一学童保育】

開所日時：月曜～金曜 放課後～18時30分（長期休みは8時30分～）

場所：都筑区池辺町4328-2階

従事者人数：3名

受益対象者：60名 保護者60名／月（延べ人数）

#### 【保育事業一保育ルーム】

開所日時：月曜～金曜 9時～17時

場所：都筑区池辺町4328-2階

従事者人数：10名（保育士8名、支援員1名、その他1名）

受益対象者：乳幼児110名 保護者110名／月（延べ人数）

#### 【子育て支援事業】

・心理セミナー 全6回開催 受益対象者 のべ22名

場所：奏ロケット

- ・こどもみらいフェス 6月開催

場所：都筑公会堂

受益対象者 講演会 300名／ファミリーコンサート 600名

- ・竹中俊さんお話会 全2回開催

場所：1回目キッカケ学園1階ホール／2回目 りんごの木子どもクラブ

受益対象者 のべ80名

活動計算書

2025年1月1日から2025年12月31日まで

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
1. 受取寄附金		
受取寄附金	1,330,719	1,330,719
2. 受取助成金等		
受取助成金	12,962,468	12,962,468
3. 事業収益		
学童売上高	4,720,400	
保育売上	1,971,750	
イベント売上	638,580	7,330,730
4. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
<b>経常収益計</b>		<b>21,623,917</b>
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1)人件費		
役員報酬	5,554,000	
給料手当	3,865,930	
法定福利費	1,079,467	
通勤費	188,440	
福利厚生費	44,635	
会議費	9,793	
<b>人件費計</b>	<b>10,742,265</b>	
(2)その他経費		
業務委託費	185,200	
謝金	1,661,737	
交際費	5,131	
旅費交通費	404,158	
消耗品費	734,973	
修繕費	85,058	
水道光熱費	811,000	
地代家賃	2,318,873	
減価償却費	1,534,588	
保険料	272,869	
諸会費	10,750	
租税公課	363,020	
研修費	1,000	
支払手数料	581,375	
衛生費	133,364	
通信費	263,285	
広告宣伝費	559,837	
給食材料費	518,760	
賞与	450,000	
工作材料・教材費	133,275	
<b>その他経費計</b>	<b>11,028,253</b>	
<b>事業費計</b>		<b>21,770,518</b>

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	972,000		
法定福利費	156,223		
人件費計	1,128,223		
(2) その他経費			
旅費交通費	2,000		
長期前払費用償却	358		
諸会費	5,000		
支払手数料	184,800		
通信費	120,912		
その他経費計	313,070		
管理費計		1,441,293	
経常費用計			23,211,811
当期経常増減額			△ 1,587,894
III 経常外収益			
受取利息	9,433		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計	9,433		
IV 経常外費用			
固定資産除・売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
経常外費用計	0		
当期正味財産増減額			△ 1,578,461
法人税、住民税及び事業税			0
前期繰越正味財産額			24,951,372
次期繰越正味財産額			23,372,911

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科目	保育事業	寄付金	子育て支援事業	事業部門計	管理部門	合計
<b>I 経常収益</b>						
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0
2. 受取寄附金	0	1,330,719	0	1,330,719	0	1,330,719
3. 受取助成金等	11,827,980	0	1,134,488	12,962,468	0	12,962,468
4. 事業収益	6,692,150	0	638,580	7,330,730	0	7,330,730
5. その他収益	0	0	0	0	0	0
<b>経常収益計</b>	<b>18,520,130</b>	<b>1,330,719</b>	<b>1,773,068</b>	<b>21,623,917</b>	<b>0</b>	<b>21,623,917</b>
<b>II 経常費用</b>						
(1) 人件費						
役員報酬	5,554,000	0	0	5,554,000	972,000	6,526,000
給料手当	3,865,930	0	0	3,865,930	0	3,865,930
法定福利費	1,079,467	0	0	1,079,467	156,223	1,235,690
通勤費	188,440	0	0	188,440	0	188,440
福利厚生費	44,635	0	0	44,635	0	44,635
会議費	9,793	0	0	9,793	0	9,793
<b>人件費計</b>	<b>10,742,265</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>10,742,265</b>	<b>1,128,223</b>	<b>11,870,488</b>
(2) その他経費						
業務委託費	0	0	185,200	185,200	0	185,200
謝金	1,178,977	0	482,760	1,661,737	0	1,661,737
交際費	5,131	0	0	5,131	0	5,131
旅費交通費	404,158	0	0	404,158	2,000	406,158
通信運搬費	0	0	0	0	358	358
消耗品費	607,272	0	127,701	734,973	0	734,973
修繕費	85,058	0	0	85,058	0	85,058
水道光熱費	571,000	0	240,000	811,000	0	811,000
地代家賃	2,318,873	0	0	2,318,873	0	2,318,873
減価償却費	1,534,588	0	0	1,534,588	0	1,534,588
保険料	272,869	0	0	272,869	0	272,869
諸会費	10,750	0	0	10,750	5,000	15,750
租税公課	363,020	0	0	363,020	0	363,020
研修費	1,000	0	0	1,000	0	1,000
支払手数料	86,645	0	494,730	581,375	184,800	766,175
衛生費	133,364	0	0	133,364	0	133,364
通信費	263,285	0	0	263,285	120,912	384,197
広告宣伝費	236,182	0	323,655	559,837	0	559,837
給食材料費	306,783	0	211,977	518,760	0	518,760
賞与	450,000	0	0	450,000	0	450,000
工作材料・教材費	133,275	0	0	133,275	0	133,275
<b>その他経費計</b>	<b>8,962,230</b>	<b>0</b>	<b>2,066,023</b>	<b>11,028,253</b>	<b>313,070</b>	<b>11,341,323</b>
<b>経常費用計</b>	<b>19,704,495</b>	<b>0</b>	<b>2,066,023</b>	<b>21,770,518</b>	<b>1,441,293</b>	<b>23,211,811</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 1,184,365</b>	<b>1,330,719</b>	<b>△ 292,955</b>	<b>△ 146,601</b>	<b>△ 1,441,293</b>	<b>△ 1,587,894</b>

3. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	23,156,165			23,156,165	1,164,266	21,991,899
構築物	297,267			297,267	26,800	270,467
車両運搬具	461,054			461,054	247,622	213,432
工具器具備品	43,325			43,325	95,900	△ 52,575
合計	23,957,811	0	0	23,957,811	1,534,588	22,423,223

4. 借入金の増減内訳

借入金の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	4,182,246		890,555	3,291,691

活動計算書

2024年1月1日から2024年12月31日まで

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
1. 受取寄附金	1,023,400	1,023,400
受取寄附金	1,023,400	
2. 受取助成金等	8,523,716	8,523,716
受取助成金	8,523,716	
3. 事業収益		
学童売上高	4,554,610	
保育売上	1,655,425	
イベント売上	577,520	6,787,555
4. その他収益		
受取利息	685	
雑収益	31,000	31,685
<b>経常収益計</b>		<b>16,366,356</b>
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1)人件費		
役員報酬	6,360,000	
給料手当	1,682,858	
法定福利費	890,276	
福利厚生費	10,000	
人件費計	<b>8,943,134</b>	
(2)その他経費		
謝金	1,328,260	
交際費	7,620	
旅費交通費	836,780	
修繕費	30,000	
水道光熱費	704,000	
地代家賃	2,120,360	
減価償却費	1,640,823	
保険料	345,725	
租税公課	357,060	
研修費	31,000	
支払手数料	355,150	
雑費	242,565	
衛生費	140,329	
通信費	334,119	
広告宣伝費	555,908	
給食材料費	629,683	
事務用品費	39,187	
賞与	540,000	
備品消耗品費	1,088,042	
工作材料・教材費	109,087	
その他経費計	<b>11,435,698</b>	
<b>事業費計</b>		<b>20,378,832</b>
2. 管理費		
(1)人件費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
支払寄付金	55,000	
支払手数料	10,000	
備品消耗品費	16,713	
外注費	985,668	
会議費	4,024	
その他経費計	<b>1,071,405</b>	
<b>管理費計</b>		<b>1,071,405</b>
<b>経常費用計</b>		<b>21,450,237</b>
当期正味財産増減額		△ 5,083,881
当期正味財産増減額		△ 5,083,881
法人税、住民税及び事業税		0
前期繰越正味財産額		30,035,253
次期繰越正味財産額		24,951,372

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科目	一時預かり事業	保育事業	補助金	寄付金	イベント事業	その他	事業部門計	管理部門	合計
<b>I 経常収益</b>									
2. 受取寄附金	0	0	0	1,023,400	0	0	1,023,400	0	1,023,400
3. 受取助成金等	0	0	8,523,716	0	0	0	8,523,716	0	8,523,716
4. 事業収益	1,635,423	4,354,610	0	0	577,520	0	6,787,553	0	6,787,553
5. その他収益	0	0	0	0	0	31,685	31,685	0	31,685
<b>経常収益計</b>	<b>1,635,423</b>	<b>4,354,610</b>	<b>8,523,716</b>	<b>1,023,400</b>	<b>577,520</b>	<b>31,685</b>	<b>16,366,356</b>	<b>0</b>	<b>16,366,356</b>
<b>II 経常費用</b>									
(1) 人件費									
役員報酬	0	0	0	0	0	6,360,000	6,360,000	0	6,360,000
給料手当	0	0	0	0	0	1,682,858	1,682,858	0	1,682,858
法定福利費	0	0	0	0	0	890,276	890,276	0	890,276
福利厚生費	0	0	0	0	0	10,000	10,000	0	10,000
<b>人件費計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>8,943,134</b>	<b>8,943,134</b>	<b>0</b>	<b>8,943,134</b>
(2) その他経費									
謝金	1,328,260	0	0	0	0	0	1,328,260	0	1,328,260
交際費	7,620	0	0	0	0	0	7,620	0	7,620
旅費交通費	836,780	0	0	0	0	0	836,780	0	836,780
修繕費	30,000	0	0	0	0	0	30,000	0	30,000
水道光熱費	704,000	0	0	0	0	0	704,000	0	704,000
地代家賃	2,120,360	0	0	0	0	0	2,120,360	0	2,120,360
減価償却費	1,640,823	0	0	0	0	0	1,640,823	0	1,640,823
保険料	345,725	0	0	0	0	0	345,725	0	345,725
租税公課	357,060	0	0	0	0	0	357,060	0	357,060
研修費	31,000	0	0	0	0	0	31,000	0	31,000
支払手数料	355,150	0	0	0	0	0	355,150	10,000	365,150
支払助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払寄付金	0	0	0	0	0	0	0	55,000	55,000
新聞図書費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
為替差損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑費	242,565	0	0	0	0	0	242,565	0	242,565
衛生費	140,329	0	0	0	0	0	140,329	0	140,329
通信費	334,119	0	0	0	0	0	334,119	0	334,119
広告宣伝費	0	555,908	0	0	0	0	555,908	0	555,908
給食材料費	0	629,683	0	0	0	0	629,683	0	629,683
事務用品費	39,187	0	0	0	0	0	39,187	0	39,187
賞与	540,000	0	0	0	0	0	540,000	0	540,000
備品消耗品費	1,088,042	0	0	0	0	0	1,088,042	16,713	1,104,755
外注費	0	0	0	0	0	0	0	985,668	985,668
工作材料・教材費	0	109,087	0	0	0	0	109,087	0	109,087
会議費	0	0	0	0	0	0	0	4,024	4,024
<b>その他経費計</b>	<b>10,141,020</b>	<b>1,294,678</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>11,435,698</b>	<b>1,071,405</b>	<b>12,507,103</b>
<b>経常費用計</b>	<b>10,141,020</b>	<b>1,294,678</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>8,943,134</b>	<b>20,378,832</b>	<b>1,071,405</b>	<b>21,450,237</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 8,485,595</b>	<b>3,259,932</b>	<b>8,523,716</b>	<b>1,023,400</b>	<b>577,520</b>	<b>△ 8,911,449</b>	<b>△ 4,012,476</b>	<b>△ 1,071,405</b>	<b>△ 5,083,881</b>

3. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
<b>有形固定資産</b>						
建物	25,484,697			25,484,697	1,164,266	24,320,431
構築物	350,867			350,867	26,800	324,067
車両運搬具	958,033	104,500		1,062,533	353,857	708,676
工具器具備品	235,125			235,125	95,900	139,225
<b>合計</b>	<b>27,028,722</b>	<b>104,500</b>	<b>0</b>	<b>27,133,222</b>	<b>1,640,823</b>	<b>25,492,399</b>

4. 借入金の増減内訳

借入金の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	5,025,000		842,754	4,182,246

法人名： 特定非営利活動法人コドモノナリ

## 貸借対照表

2025年12月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	1,053,935		
横浜銀行	3,986,421		
未収入金	1,880		
<b>流動資産合計</b>		<b>5,042,236</b>	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物	23,156,165		
構築物	297,267		
車両運搬具	461,054		
工具器具備品	43,325		
<b>有形固定資産計</b>	<b>23,957,811</b>		
(2)投資その他の資産			
敷金	450,000		
長期前払費用	0		
<b>投資その他の資産計</b>	<b>450,000</b>		
<b>固定資産合計</b>		<b>24,407,811</b>	
<b>資産合計</b>			<b>29,450,047</b>
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
前受助成金	1,388,486		
未払金	775,200		
未払費用	0		
横浜バンクカード	368,168		
預り金	253,591		
<b>流動負債合計</b>		<b>2,785,445</b>	
2. 固定負債			
長期借入金	3,291,691		
<b>固定負債合計</b>		<b>3,291,691</b>	
<b>負債合計</b>			<b>6,077,136</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		24,951,372	
当期正味財産増減額		△ 1,578,461	
<b>正味財産合計</b>			<b>23,372,911</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>			<b>29,450,047</b>

法人名： 特定非営利活動法人コドモトナリ

## 貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	1,202,996		
横浜銀行	7,154,582		
<b>流動資産合計</b>		<b>8,357,578</b>	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物	24,320,431		
構築物	324,067		
車両運搬具	708,676		
工具器具備品	139,225		
<b>有形固定資産計</b>	<b>25,492,399</b>		
(2)投資その他の資産			
敷金	450,000		
長期前払費用	358		
<b>投資その他の資産計</b>	<b>450,358</b>		
<b>固定資産合計</b>		<b>25,942,757</b>	
<b>資産合計</b>			<b>34,300,335</b>
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
前受助成金	3,981,486		
未払金	215,356		
未払費用	455,976		
横浜バンクカード	328,408		
預り金	185,491		
<b>流動負債合計</b>		<b>5,166,717</b>	
2. 固定負債			
長期借入金	4,182,246		
<b>固定負債合計</b>		<b>4,182,246</b>	
<b>負債合計</b>			<b>9,348,963</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		30,035,253	
当期正味財産増減額		△ 5,083,881	
<b>正味財産合計</b>			<b>24,951,372</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>			<b>34,300,335</b>

法人名： 特定非営利活動法人コドモノナリ

## 財産目録

2025年12月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
<b>1. 流動資産</b>		
現金預金		
手元現金	1,053,935	
横浜銀行		
横浜銀行	3,986,421	
GMOあおぞらネット銀行		
前渡金		
立替金		
前払費用		
未収収益		
未収入金	0	
未収入金	1,880	
預け金		
役員貸付金		
<b>流動資産合計</b>		<b>5,042,236</b>
<b>2. 固定資産</b>		
(1)有形固定資産		
建物		
建物	23,156,165	
附属設備		
構築物		
ウッドデッキ	297,267	
機械装置		
車両運搬具		
セレナ	461,054	
工具器具備品		
ホールの姿見	43,325	
(2)無形固定資産		
ソフトウェア		
(2)投資その他の資産		
出資金		
敷金		
敷金	450,000	
差入保証金		
長期前払費用		
<b>固定資産合計</b>		<b>24,407,811</b>
<b>資産合計</b>		<b>29,450,047</b>
<b>II 負債の部</b>		
<b>1. 流動負債</b>		
買掛金		
短期借入金		
未払金		
未払金	775,200	
前受助成金		
前受助成金	1,388,486	
未払費用		
横浜バンクカード		
横浜バンクカード	368,168	
預り金		
<b>流動負債合計</b>		<b>2,785,445</b>
<b>2. 固定負債</b>		
長期借入金		
<b>固定負債合計</b>		<b>3,291,691</b>
<b>負債合計</b>		<b>6,077,136</b>
<b>正味財産</b>		<b>23,372,911</b>

法人名： 特定非営利活動法人コドモノナリ

## 財産目録

2024年12月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	1,202,996	
横浜銀行		
GMOあおぞらネット銀行		
前渡金		
立替金		
前払費用		
未収収益		
仮払金		
前期繰越		
預け金		
役員貸付金		
流動資産合計		8,357,578
2. 固定資産		
(1)有形固定資産		
建物		
建物	24,320,431	
附属設備		
構築物		
ウッドデッキ	324,067	
機械装置		
車両運搬具		
セレナ	708,676	
工具器具備品		
ホールの姿見	139,225	
一括償却資産		
土地		
(2)無形固定資産		
ソフトウェア		
(2)投資その他の資産		
出資金		
敷金		
敷金	450,000	
差入保証金		
長期前払費用		
長期前払費用	358	
固定資産合計		25,942,757
資産合計		34,300,335
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
買掛金		
短期借入金		
未払金		
未払金	215,356	
前受助成金		
前受助成金	3,981,486	
未払費用		
未払費用	455,976	
横浜バンクカード		
横浜バンクカード	328,408	
預り金		
源泉所得税	13,091	
社会保険料	172,400	
流動負債合計		5,166,717
2. 固定負債		
長期借入金		
公庫	4,182,246	
固定負債合計		4,182,246
負債合計		9,348,963
正味財産		24,951,372